

魚津市告示第183号

魚津市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事務実施要綱の一部改正について

魚津市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事務実施要綱（令和7年魚津市告示第161号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第8条（略） （補助対象経費） 第9条（略） 2 確認書等の提出期限は、令和7年 <u>11月10日</u> とし、変更届の提出期限は、令和7年9月5日とする。 （補助金の額） 第10条－第15条（略） 様式第1号－第9号（略）	第1条－第8条（略） （補助対象経費） 第9条（略） 2 確認書等の提出期限は、令和7年 <u>10月31日</u> とし、変更届の提出期限は、令和7年9月5日とする。 （補助金の額） 第10条－第15条（略） 様式第1号－第9号（略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。